香取市公告第１１５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第２項の規定により、次のように縦覧に供する。

令和８年９月２９日

香取市長　伊藤　友則

１　都市計画の種類及び名称

香取都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（香取・東総広域都市圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

２　都市計画を定める土地の区域

香取都市計画区域の区域

３　縦覧場所

香取市建設水道部都市整備課